

## 秋田市日常生活用具給付等事業実施要綱

〔平成18年9月29日  
秋田市福祉保健部長決裁〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第6号の規定に基づき実施する秋田市日常生活用具給付等事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 事業は、在宅の障がい児および障がい者に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）の給付又は貸与（以下「給付等」という。）をすることにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「障がい者」とは、法第4条第1項に規定する障害者をいう。

2 この要綱において「障がい児」とは、法第4条第2項に規定する障害児をいう。

3 この要綱において「保護者」とは、法第4条第3項に規定する保護者をいう。

(給付等用具)

第4条 給付等の対象となる用具は、法第77条第1項第6号の規定に基づき厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具（平成18年厚生労働省告示第529号）の規定に基づき、別表の「品目」欄に掲げる用具とする。

2 既に給付を受けている用具（人工鼻、点字図書、ストーマ装具（消化器系）、ストーマ装具（尿路系）および紙おむつ等を除く。）と同一の用具の再交付については、前回の給付の日から別表の「耐用年数」欄に

規定する期間（視覚障害者用ポータブルレコーダーにあっては、既に盲人用テープレコーダーの給付を受けている場合は、その給付の日から2年）を経過していない場合は、原則として行わないものとする。ただし、当該期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合は、この限りでない。

- 3 前項の再交付は、同項に規定する期間を経過した後においても、修理不能の場合、再交付の方が部品の交換よりも真に合理的かつ効果的であると認められる場合又は操作機能の改善等を伴う新たな機器により障がい者の用具の使用効果が向上する場合に限り、行うものとする。

（給付等の対象者）

第5条 用具の給付等の対象者は、市内に住所を有する者で、次の各号のいずれかに該当するもの（用具の貸与の場合は、第1号に該当する者であって、市町村民税世帯非課税者（用具の給付等の対象者および当該対象者と同一の世帯に属する者が用具の給付等を受けようとする月の属する年度（用具の給付等を受けようとする月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該対象者をいう。以下同じ。）とする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第83号）第15条第4項の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、別表の「対象者」欄に該当している者

(2) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知の別紙）に基づく療育手帳の交付を受けている者のうち、別表の「対象者」欄に該当している者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受

けている者のうち、別表の「対象者」欄に該当している者

(4) 障害者総合支援法第4条第1項に定める「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるもの」および児童福祉法第4条第2項で定める「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者総合支援法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童」（以下「難病患者等」という。）のうち、別表の「対象者」欄に該当している者

2 前項の規定にかかわらず、前項各号に定める者が次の各号のいずれかに該当するときは給付等の対象者とししないものとする。

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第12項に規定する福祉用具貸与又は同法第8条の2第12項に規定する介護予防福祉用具貸与が行われる場合

(2) 介護保険法第44条の規定により、居宅介護福祉用具購入費が支給される場合

(3) 介護保険法第45条の規定により、居宅介護住宅改修費が支給される場合

3 給付等の対象者が介護保険法による保険給付を受けることが可能な障がい者であって、同法に基づく要介護認定および要支援認定の申請をしていない場合は、原則として当該申請を行わせるものとする。

（用具の給付等の申請）

第6条 市長は、用具の給付等（居宅生活動作補助用具の給付にあつては、当該給付に伴う小規模な住宅の改修を含む。以下同じ。）を受けようとするその対象者又は対象者を扶養する者（以下「対象者等」という。）から日常生活用具給付（貸与）申請書（様式第1号）（居宅生活動作補助用具の給付にあつては、住宅改修費給付申請書（様式第2号））を提出させるものとする。ただし、ストーマ装具又は紙おむつの給付を受けた対象者等が継続して給付を受けることができるときは、この限りでない。

- 2 市長は、用具の給付（居宅生活動作補助用具の給付を除く。）を受けようとする対象者等には、給付を受けようとする用具の見積書およびカタログ又はこれに類する書類を前項の規定により提出する書類に添付させるものとする。この場合において、用具の給付（紙おむつ等の給付に限る。）を受けようとする対象者が身体障がい児であるときは、紙おむつ支給意見書（様式第5号）を併せて添付させるものとする。
- 3 市長は、用具の給付等（居宅生活動作補助用具に限る。）の給付を受けようとする対象者等には、工事図面、改修見積書および工事前の写真等を第1項の規定により提出する書類に添付させるものとする。
- 4 市長は、福祉電話の貸与を受けようとする対象者等には、誓約書（様式第6号）および当該貸与を受けようとする対象者等が借家人の場合にあっては家主の同意書（様式第7号）を第1項の規定により提出する書類に添付させるものとする。
- 5 市長は、対象者が難病患者等であるときは、特定疾患医療受給者証又は医師の診断書（様式第8号）を第1項の規定により提出する書類に添付させるものとする。

（用具給付等の申請の取下げ）

第7条 市長は、対象者等が用具の給付等の申請を取り下げるときは、日常生活用具給付（貸与）申請取下届（様式第9号）を提出させるものとする。

（給付等の要否決定等）

第8条 市長は、第6条の規定による用具の給付等の申請があったときは、当該申請に係る障がい者の身体状況、経済状況、家庭環境、住宅環境等を実地に調査し、速やかに調査書（様式第10号又は様式第11号）を作成して、用具の給付等の要否の決定を行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定による調査の結果、給付等の決定をしたときは、用具の給付等の申請をした対象者等に対して地域生活支援事業日常生活用具給付決定通知書（様式第12号）および地域生活支援事業日常生活用具給付券（様式第13号）もしくは住宅改修費給付決定通知書（様式第14号）および住宅改修費給付券（様式第15号）又は地域生活支援事業日常

生活用具貸与決定通知書（様式第16号）を、市長と契約を交わした用具（居宅生活動作補助用具を除く。）の取扱登録事業者（以下「登録事業者」という。）に対して地域生活支援事業日常生活用具給付委託通知書（様式第17号）を、当該対象者等から居宅生活動作補助用具の給付の依頼を受けた事業者（以下「住宅改修事業者」という。）に対して住宅改修費給付委託通知書（様式第18号）を交付するものとし、給付等の決定をしなかったときは、当該対象者等に対して却下通知書（様式第19号）を交付するものとする。

- 3 用具のうち、人工鼻、ストーマ装具（消化器系）、ストーマ装具（尿路系）および紙おむつ等に係る給付の決定は、6か月分を限度とする。
- 4 第2項の規定により用具の給付等の決定を受けた対象者等（以下「受給者」という。）は、当該用具の給付等（福祉電話の貸与を除く。）に要する費用の一部を直接事業者を支払わなければならない。
- 5 用具の給付等の決定の効力を有する期間は、当該給付等の決定をした日の属する年度の末日（福祉電話の貸与にあつては、受給者が身体障害者更生援護施設等への入所その他の事情により、当該福祉電話の貸与を必要としなくなる日）までとする。
- 6 点字図書給付については、「点字図書給付事業実施要綱」（別紙1）に定めるところによるものとする。
- 7 居宅生活動作補助用具の給付については、「住宅改修費給付事業実施要綱」（別紙2）に定めるところによるものとする。
- 8 用具の給付等を決定した場合には、受給者に対して本制度の趣旨、用具の給付等の条件等を十分説明するものとする。
- 9 市長は、受給者が登録事業者又は住宅改修事業者から用具の引渡し（居宅生活動作補助用具にあつては、住宅の改修の完了を含む。以下同じ。）を受けたときには、その検収（確認）を行うとともに、給付後又は貸与の期間中においてもその適正な使用および管理について、家庭訪問等により指導の万全を期するものとする。
- 10 用具の給付等の要否決定の基準は、法第76条の例による。  
（給付等に係る費用）

第9条 用具の給付等（点字図書の給付を除く。）に通常必要な費用（以下「給付等基準額」という。）は、別表のとおりとする。

2 市長は、受給者が用具の給付等を受けたときは、事業者に対して当該用具の給付等に係る費用の全部又は一部を支払うものとする。

3 前項の規定により支払う額（以下「公費負担額」という。）は、給付等基準額（その額が現に当該用具の購入に要する費用の額を超えるときは、当該用具の購入に要する費用の額とする。）の100分の90に相当する額とする。この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。

4 点字図書に係る公費負担額は、当該点字図書の購入に係る費用から社会福祉法人日本盲人社会福祉施設協議会に属する点字図書給付対象出版施設が発行する当該点字図書に係る点字図書発行証明書に記載された一般図書購入価格相当として適当と認められる受給者が負担すべき額を控除して得た額とする。

5 市長は、災害その他特別な事情により、受給者が自ら負担すべき額（給付等基準額から公費負担額を控除した額をいう。以下同じ。）を支払うことが困難であると認めたときは、給付等基準額の100分の90に相当する額を超え100分の100以下の範囲内において市長が定める割合に相当する額を負担することができる。この場合におけるその手続および市長が定める割合については、秋田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年秋田市規則第15号）の例による。

（費用の請求）

第10条 受給者は、登録事業者又は住宅改修事業者に地域生活支援事業日常生活用具給付券又は住宅改修費給付券を提出し、用具の引渡しを受けるとともに、受給者が自ら負担すべき額および当該用具の引渡しに要する運搬費等の実費を当該事業者を支払わなければならない。

2 登録事業者又は住宅改修事業者が公費負担額を請求する場合には、必要な事項を記入した地域生活支援事業日常生活用具給付券又は住宅改修費給付券を請求書に添付することとする。

3 市長は、登録事業者又は住宅改修事業者から公費負担額の適法な請求を受けた日から30日以内にその額を支払うものとする。

(負担上限月額)

第11条 同一の月における受給者が自ら負担すべき額（第9条第5項の規定により市長が定める割合に相当する額を負担するときは、その額を公費負担額として給付等基準額から控除した額）は、その合計額が次の各号に掲げる受給者の区分に応じ当該各号に定める額を超える場合にあっては、当該各号に定める額とする。

(1) 次号および第3号に掲げる者以外の者 37,200円

(2) 市町村民税世帯非課税者 零

(3) 被保護者等（受給者および受給者と同一の世帯に属する者が、用具の給付等の申請のあった月において被保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者をいう。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者である場合における当該受給者をいう。） 零

(用具の管理)

第12条 用具の給付等の実施に当たっては、受給者に次の条件を付するものとする。

(1) 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用してはならない。なお、目的に反したときは、当該給付に要した費用の一部を返還させることがあるものとする。

(2) 福祉電話の貸与を受けた者は、次の条件を遵守しなければならない。

ア 福祉電話の貸与を受けた者又はこれを扶養する者（以下「借受人」という。）は、当該福祉電話を貸与の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

イ 借受人は、福祉電話を破損し、又は亡失したときは、直ちに市長にその状況を報告し、その指示に従わなければならない。

ウ 借受人は、福祉電話を使用する者の住所が変更になるときは、速やかに市長に福祉電話移転届出書（様式第20号）を提出しなければならない。

エ 借受人は、福祉電話を使用する者が、当該福祉電話を必要としなくなったとき又は当該福祉電話の貸与の目的に反したときは、速やかに市長に日常生活用具返還申請書（様式第21号）を提出し、返還しなければならない。

オ 市長は、借受人が、福祉電話を必要としなくなったとき又はアからエまでに違反したと認めるときは、その返還を求めることができる。

（登録事業者の登録）

第13条 登録事業者の登録（以下「登録」という。）は、登録を受けようとする事業者からの日常生活用具給付委託契約締結申請書（様式第22号）および次に掲げる事項を記載した書類の提出を受けて、市長が行うものとする。

(1) 事業者の定款および登記事項証明書

(2) 印鑑証明

(3) 事業所（事業者の事業所をいう。以下同じ。）の平面図

(4) 事業所の管理者の氏名、経歴および住所

(5) 会社の概要（名称、所在地、代表者名、代表者（担当者）経歴書、役員氏名、会社の経歴・沿革、営業開始年月日、資本金、従業員数、営業内容、販売計画、年間売上高、支店・営業所、業界加盟団体、主な取引先、主な納入先、取引銀行、秋田市以外の契約状況および営業方針）

(6) 取扱品目のカタログ



(7) 日常生活用具取扱種目（様式第23号）

(8) その他参考となる書類（敷地、建物、車両、機械設備の概要、代理店契約証明書など）

(9) 契約者が営業所長などの場合は、代表者の委任状

(10) その他登録に関し必要と認める事項

2 市長は、前項の規定による申請が適当と認められないときは、登録をしないことができる。

（登録期間）

第14条 登録の期間は、前条第1項の規定により登録を受けた日から同日の属する年度の末日までとする。

（登録の更新）

第15条 登録の期間満了1か月前までに市長もしくは登録事業者から何らの意思表示が行われなときは、登録の期間満了の日の翌日において向こう1か年間登録を更新したものとみなす。

（登録の取消し）

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該登録事業者に係る登録を取り消すことができる。

(1) 公費負担額の請求に不正があったとき。

(2) 不正の手段により登録を受けたとき。

(3) 登録事業者もしくは受給者又はこれらの者であったものが、次条第1項の規定により報告もしくは文書その他の物件の提出もしくは提示を求められてこれに応じず、もしくは虚偽の報告をし、同項の規定による質問に対して答弁をせず、もしくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、もしくは忌避したとき。

（報告等）

第17条 市長は、用具の給付等に関して必要があると認めるときには、登録事業者もしくは住宅改修事業者もしくは受給者又はこれらの者であった者に対し、報告もしくは文書その他の物件の提出もしくは提示を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、用具の販売を行う事業所もしくは施設に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(不正利得の徴収等)

第18条 市長は、受給者又は登録事業者もしくは住宅改修事業者が、偽りその他の不正の手段によって用具の給付等又は公費負担額の支払を受けたとき、用具を給付等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、もしくは担保に供したとき、又は関係法令等の規定に違反したときは、当該用具の給付等に係る公費負担額の全部又は一部の返還を求めることができる。

(秘密保持等)

第19条 登録事業者および住宅改修事業者ならびにこれらの従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得た受給者の秘密を漏らしてはならない。登録事業者もしくは住宅改修事業者又はこれらの従業者でなくなった後においても、同様とする。

2 登録事業者および住宅改修事業者は、従業者が、正当な理由がなくその業務上知り得た受給者の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(登録事業者の変更の届出)

第20条 登録事業者が第13条第1項各号に掲げる事項を変更する場合は、変更届出書(様式第24号)により、市長に届出するものとする。

(登録事業者の廃止等の届出)

第21条 登録事業者が事業を廃止し、休止し、もしくは再開したときは、10日以内に、その旨を廃止・休止・再開届出書(様式第25号)により、市長に届出するものとする。

(給付等台帳の整備)

第22条 市長は、用具の給付等の状況を明確にするための「日常生活用具給付・貸与台帳」および「住宅改修費給付台帳」を整備するものとする。

(委任)

第23条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 秋田市重度障害児・者日常生活用具給付等事業実施要綱

(2) 秋田市重度身体障害者日常生活用具給付等事業実施要綱

(3) 住宅改修費給付事業実施要綱(児)

(4) 住宅改修費給付事業実施要綱(者)

(5) 点字図書給付事業実施要綱(児)

(6) 点字図書給付事業実施要綱(者)

(施行期日)

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月13日から施行し、改正後の秋田市日常生活用具給付等事業実施要綱第11条の規定は、同年4月以降の受給者が自ら負担すべき額について適用する。

附 則

この要綱は、平成23年7月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前に給付等の申請があり、施行日以後に給付等の決定をするときの用具の名称については、改正後の要綱の規定による用具の名称として取り扱うものとする。

3 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定により締結済みの日常生活用具委託契約は、改正後の要綱の規定により締結される日常生活用具給付委託契約とみなす。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に提出されているこの要綱による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。